

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第8回）議事録

1 日 時 平成20年9月26日（金）17:00～18:55

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、清原 慶子、根岸 哲、村上 輝康、安藤 真、  
大谷 和子、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、長田 三紀、舟田 正之

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、  
桜井総合通信基盤局長、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局  
次長、久保田官房審議官、吉田電波部長、吉田放送政策課長、渡辺電波政策課長、谷脇情報  
通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政  
策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第8回）」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところご出席くださりまして、ありがとうございます。本日は、村井主  
査代理、濱田委員、藤沢委員、山本委員は、所用のため欠席とのご連絡を受けております。また、  
遅れていらっしゃる委員の方が何名かいらっしゃるご連絡を受けております。

前回の会合におきまして、委員の皆様にご了承いただきましたが、本日は、「伝送設備規律に関  
する関係事業者等からのヒアリング」を議題とさせていただきます。本日は、ヒアリング対象の  
関係事業者等としまして、KDD I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ジェイサット株  
式会社、社団法人日本民間放送連盟、株式会社日立製作所の方々にお出ましいたいております。

それでは、早速、議事の進行に入らせていただきます。まず、事務局から、本日の資料の確認  
をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。議事次第の後、  
資料1といたしまして、前回の委員会の議事概要がございます。資料2といたしまして、KDD  
I 株式会社様からの資料、こちらが5ページまでございます。資料3といたしまして、ソフトバ  
ンクモバイル株式会社様から、こちらの資料も5ページまでございます。資料4といたしまして、  
ジェイサット株式会社様から、こちらの資料は12ページまでございます。資料5といたしまし

て、社団法人日本民間放送連盟様から、4ページまである資料を提出いただいております。資料6といたしまして、株式会社日立製作所情報・通信グループ経営戦略室の織田様から、ケーススタディのご紹介をしていただく資料、こちらが15ページまでございます。また、参考資料1といたしまして、前回の委員会でご審議いただきました検討アジェンダ(案)、そして参考資料2として、中間論点整理を添付させていただいております。

以上、過不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと思っております。

## (2) 伝送設備規律に関する関係事業者等からのヒアリング

**【長谷部主査】** いかがでしょうか。過不足等大丈夫でしょうか。

それでは、ヒアリングを始めさせていただきます。まず、このヒアリングの進め方でございますが、初めにご説明者の方から10分程度、資料に基づいてご意見を伺います。その後、説明者の方と委員の皆様とで、10分程度意見交換を行うという手順を進めたいと思っております。なお、配付資料と議事録につきましては、後日公表をする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、最初にご説明をお願いしております方をご紹介します。KDDI株式会社執行役員技術渉外室長の沖中秀夫様でございます。よろしくお願い申し上げます。

### ア KDDI株式会社

**【沖中執行役員】** KDDIの沖中でございます。言いわけになりますが、ちょっと私、後に所用がありますものですから、私のプレゼンが終わりましたら退席させていただきますので、申しわけありません。よろしくお願いいたします。

今日用意しました資料でございます。表紙を除いて5ページものでございますが、これに沿って私どもの意見を述べさせていただきたいと思っております。基本的には、最初にいただいております検討アジェンダ、この各項目についてどう考えているかという格好で、この資料を整理させていただいております。

冒頭でございますけれども、今回、このアジェンダについて検討した中で、一番我々がある種戸惑いがあるのは、そもそも放送・通信の定義が必ずしも明確でない。それそのものが、この検討委員会の中でご審議されるのだと思っておりますけれども。というわけで、基本的には今、我々が考えている、よく一般的にとらえられている放送・通信という切り口で、その融合の法体系がどうあるべきかという格好での意見でございます。

まず1ページ目、これはこの委員会からいただいたアジェンダでございます。改めてここでは読み上げませんが、要は新しい制度整備を検討することが適切かという点でございます。これにつきましては、めくっていただきまして、2ページ目に私どもの考えを述べておりますけれども、私ども、今、主に携帯電話で、かなりの量の電波を使って事業をさせていただいております。言わずもがなでございますけれども、携帯電話の世界、一部にはガラパゴスだとか揶揄、あるいはご批判を受けておりますけれども、逆に言うと、携帯電話という枠組みの中でいろいろな

新しいサービスをつくり上げて、提供してきたというのが事業の実態でございます、そういう意味では、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスをどう考えていくかという、既にその辺はやってきているという意識でございます。

当然その中では、私ども、通信事業者でございますから、通信として整理できる範囲内でやってきたということでございまして、今後も当然市場にニーズがあれば、あるいは新しい技術が出てきてそれが使えると思えば、当然それを、電波の有効利用をする観点も含めてやっていきたいというのが趣旨でございます。

そういう立場に立ちますと、放送か通信かという区分にとらわれないで、新しいものが入られるという制度があれば、それは大変ありがたい、それに越したことはないと思っております。ただ、私も電波屋の端くれでございます、基本的には周波数分配は、ITUのRRで決められている世界でございますので、そこを逸脱してやってしまうと、結局また日本が孤立してしまうという状況になりますから、やはりそこの整合性は、常にとりながらやっていく必要があるのだらうと思っております。

それから、もう一つは、例えば、あえてグレーとは申し上げませんが、私どもの携帯電話でやっていますサービスにEZニュースフラッシュというのがございまして、これは1時間に1回、ニュースを携帯端末に流し込んでいるサービスでございます。お客様から見ますと、あたかも放送的に見えるのですが、実態としては、必ず受かったかどうか確認をしている仕組みが入っております、要するに、受かってなければもう一回送り直すということをやっているという、その辺は放送とは違う仕組みになっていまして、技術的に見ると、あくまでも同報通信というか、同じ情報を個々の端末に対して同時に送って、電波を有効に使おうという発想でつく上げたものでございます。

あるいは、EZチャンネルというサービスがあって、これは夜中に、比較的電波があいている時間帯に大きなファイルをお客様に流し込むということもやっております、これは今、個別にやっていますので、放送ではないのですけれども、お客様から見ると、いつの間にか情報が入ってきているという格好でございますので、何となく放送に近いように見えるということもやっています。

そういうのをサービスでやっております、新しく法制度が変わったときに、いや、これは放送だから、四の五のと言われてしまうと困るなというのがございまして、ぜひ現状、既にやっているものを逆にやりやすくするようなことにはしていただかないようお願いしたいというのが一点でございます。

それから、次のページ、3ページでございます。アジェンダの2点目でございますけれども、新しいサービスの円滑な市場投入等を可能にするために、手続上何かありますかということでございまして、具体的には、特定基地局の問題、それから、手続の簡素化という点のご質問があるわけですが、4ページに参りまして、それに対する私どもの今の意見でございます。

私ども、携帯電話は、できるだけ1局の基地局がカバーする面積を小さくして、同じ周波数を何度も何度も使い回すという格好で電波を有効利用して、たくさんのお客様を収容するという発

想で物をつくっております。それをやりやすくするために、当然本来は無線局一局一局審査を受けなければいけないところを、特定基地局という制度をつくっていただいて、その中で、ある周波数帯域を全国どこでも私どもが使えますという格好で処理をしていただいているということで、これは今後、今、別の場で審議されていますけれども、いわゆるマルチメディア放送という、私どもがメディアフローというものをしていますけれども、そういう方式を入れるときに、当然これも今までの放送と違いまして、携帯電話と同じように多数の基地局を置いて、そこから放送的な情報コンテンツを流すという仕組みでございます。おそらく今、それが放送として整理されようとされていますけれども、であるならば、そういうサービスについても、特定基地局の考えを持ち込んでいただいたほうが、事業展開がやりやすいと考えております。

そのときに、これはこの場の議論の範囲を逸脱する点でございますけれども、特定基地局という考え方は大変使いやすく、私ども、重宝しているのですけれども、それでも実際に基地局を打つときは、一局一局無線局免許申請をやらなくてはいけない。できればそこを事前的に申請をするのではなくて事後的に、要するに、電波監理上必要な情報を事後的に報告するとか、そういう格好に制度が変わっていけば、なお一層使い勝手がいいとは考えております。ただ、この点については、この場のご議論の範囲ではないと認識はしております。

それから、5ページにまいりまして、その他の点で、これも検討アジェンダに入っていないのでございますが、今回のご審議の出だしが、規律対象を大きくくりにとらえて、最小限の規制とする方向で法制度を再編しましょうということにあると思います。そうしたときに、現在、特に通信関係では、NTTさんが巨大であるということございまして、NTT法、あるいは電気通信事業法、それに付随するガイドライン等々、いろいろなボトルネック設備にかかわるいろいろな種の規制、競争ルールがつくられております。このルールは、私どもの立場からすると、現状でも必ずしも十分だとは思っていないのですが、今後、放送・通信を融合した格好でのルールづくりをするときに、結果として通信のボトルネック設備に関する規制が緩まるとか、要するに、これまでの方向と逆の方向に行かないように、ぜひ念頭に置いてご審議いただきたいという点がございます。そこが一つ、私どもは直接タッチしていない立場でございますけれども、審議の段階で、ここはぜひ忘れずにお願いしたいという要望でございます。

以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

先ほど、沖中様ご自身からお話がございましたように、本日、所用により、17時40分ごろに中途退席されるということですので、ご質問、ご意見ございましたら、この機会にぜひということをお願いをしたいのですが。先ほど申し上げましたとおり、10分をめぐりに、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

では、舟田先生、お願いします。

**【舟田専門委員】** 私のこの質問は思いつきなので、間違えた質問かもしれませんが、例えば、マルチメディア放送。放送と通信の区別にとらわれない新しいサービスを可能とするということを、私ども考えておるのですけれども、その際のネックは、免許申請のときに、これこ

れの目的で使いますということを出してきて、複数の者がいた場合に、比較審査するわけですね。私ども、例えば、KDDIさんがマルチメディア放送、メディアフローをやりたいと申請し、それ用の周波数を獲得します。しかし、やってみて、これはもうからないと。では、やはり携帯に変えようとする、携帯は携帯で、そもそも比較審査をして獲得するわけですね。ところが、メディアフローとして獲得して、柔軟な利用だ、これを変えようというのでは、携帯について比較審査したことの抜け道になってしまわないか。そこが非常に制度のつくり方として難しい点ではないかと、私は前から思っているのですけれども、何かそのことについてお知恵は。質問というか、何か比較審査をする場合、一番難しいのはそこではないかと思うのですけれども。

【沖中執行役員】 直接的なお答えにはなっていないと思うのですが、まず現状を言いますと、通信というのは、ある種完全な自由競争になっていまして、だれでも参入できる。特に電波の場合は、電波がなければ参入できないですけれども、それに対して、参入の規制はないというのが今の状況だと認識しています。そうした中で、おっしゃられるように、例えば、マルチメディア放送で入って、そこから通信に出ていくということを制度的に阻止することは無理なのではないかと、個人的には思っています。

ただ一点、今、逆方向がすごく難しいのです。要するに、通信側から放送に出ていくときに、例えば、一例として申し上げるのは、通信には今、外資規制がないのです。それから、経営陣、執行陣に入ってはいかんなどという規制もないと。ところが、放送の側は明確にそれがございまずから、その辺のルールの違いは厳としてあるときに、それをどう整理するのかは、ちょっと私も解はないのですけれども、そういう違いはありますよということを申し上げたいと思います。

同じように比較審査をするときに、審査ルールのつくり方、おそらく通信向けと放送向けは変わってきてしまうと思うので、同じ周波数で、通信でも放送でもいいですよというときに、どう精査するのだろうと。今、姿は見当はつかないのですけれども。

【舟田専門委員】 難しい問題を出してしましまして。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。舟田委員ご自身は、何かございますか。

【舟田専門委員】 ないから困っているのですけれども。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。それでは、村上委員、お願いします。

【村上委員】 先ほどの基地局申請についてのご意見で、事前ではなくて事後が望ましいのではないかというご意見だったのですけれども、こうしたときに、当然何か問題が起こることが想定されるわけですから、それは紛争処理で対応するというお考えなのでしょうか。

【沖中執行役員】 私が申し上げたのは、あくまでも今の指定設備、特定基地局制度の枠内で、要は開設計画の認定を受けた後に、特定基地局を開設するときには事後でいいのではないのでしょうかという。ですから、一般無線局を言っているつもりはございません。

【村上委員】 なるほど。ありがとうございます。

【長谷部主査】 いかがでございましょうか。

そういうことでしたら、そろそろ予定した質問時間ということだと思いますので、KDDI様との意見交換はこのあたりにしたいと存じます。本日、KDDI様からいただきましたご意見等

につきましては、今後の議論にしっかり反映をさせていただきたいと存じます。本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、次にご説明をお願いしております方をご紹介したいと存じます。ソフトバンクモバイル株式会社 常務執行役員の弓削哲也様からご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

#### イ ソフトバンクモバイル株式会社

【弓削常務執行役員】 ソフトバンクモバイルの弓削でございます。本日は、こういった機会をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、いただきましたアジェンダに沿って、私どもの意見を述べさせていただきたいと思ひます。

まず、スライドの1枚目は、いただきましたアジェンダに、特に注目しているところを青くしておりますけれども、ほぼそのままでございますので省略いたしますが、電波利用の目的・区分、電波利用手続については、それぞれ2点ずつご意見をさせていただきたいと思っております。

資料の2枚目でございますけれども、まず、電波利用の目的・区分の中で、無線局の目的という部分でございますけれども、周波数割当計画の中で、無線局の目的ということで、現在ですと「電気通信業務用」ですとか「放送用」、その他にもございますけれども、これについて、「電気通信業務用・放送用」というか、そういう両方に使えるといった共用の形を明確にしたほうがいいのではないかと。これについては、先ほど沖中さんからありましたように、国際的なものとの整合とか、いろいろと問題があることは承知をしておりますけれども、これから広げていくという意味では、どちらにでも使えるということを明記すべきではないかということが、まず第1番目の意見でございます。

それから、スライドの3枚目に行きますけれども、それでは、免許を受けた後、その無線局の用途変更をできるようにするというところで、既に割り当てられている周波数についても、簡易な手続で用途の変更をするような制度が必要なのではないかと。つまり、現在、携帯電話、それからパーソナルコンピュータ、テレビと、いろいろなものが当然ございますけれども、携帯ですとかパーソナルコンピュータでテレビを見ることは、かなり常識的なことになっておりまして、ブロードバンドを中心に、放送と通信の技術的な垣根がなくなっているのは、もう皆様ご存じのとおりでございます。

こういった中で、携帯電話での放送用途での活用例ということで、2つほど例を挙げさせていただきましたけれども、エリア的な有効活用ということで、トラヒックが少ないエリアでは、放送用途に使っていく可能性があるのではないかと。それから、時間的な有効活用ということで、例えば、深夜等に放送的に配信をしておく。そして、携帯電話にコンテンツをためておく。これは先ほど、定義の問題ということもございましたけれども、私ども、放送と通信の定義をあまり深く考えて議論しているわけではございませんけれども、こういった用途があるのではないかと。ということで、こういったことをすれば、使われる皆様が多様なサービスを楽しむことができるようになるのではないかと考えております。それが2点目でございます。

それから、スライドの4枚目でございますけれども、ここからは電波の利用手続について申し上げております。まず一つは、全国向けのモバイルメディア放送といったものについての免許付与については、携帯電話と同様に、特定基地局といった認定制度が使われることが望ましいのではないかとございまして、内容につきましては、先ほど沖中さんから話もございましたけれども、やはり特定基地局であれば、その周波数が占用的になっているということで、非常に計画的かつ迅速にできるということでございまして、そういったことで、全国向けのモバイルメディア放送については、特定基地局といった制度を使えるようにしていただきたいというのが3点目でございます。

それから、最後、電波利用の手続で、これはちょっとフォーマットの話になりますけれども、認定計画制度を導入した基地局については、無線局免許の申請書を統一するべきではないかということで、現在、ここの下に幾つか書いてございまして、携帯の基地局と放送局を比べますと、放送局のほうが幾つか項目が多いということで、こういったところをどう扱うかが、ある程度整理されていないと、柔軟に通信の基地局を放送にといったことは難しいのかなということで、これは全部を多いほうにそろえることになると思いますけれども、何らかの形でこういったところを統一していく必要があるだろうと思っております。

簡単ですが、私どもの意見は以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様との意見交換に移りたいと存じますが、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、伊東委員、お願いいたします。

**【伊東委員】** 2ページと3ページにお考えを記述されておられまして、無線局の目的のところでは、通信と放送を併記できるように、また、簡易な手続で周波数の用途変更が可能な制度を希望しておられます。このときの通信サービスと放送サービスは、単一の技術基準に基づいて提供しようと考えておられるのでしょうか。少し言葉を変えると、同一の伝送設備やネットワークを使用して、両方のサービスを提供することを基本にされているのかどうか、確認させていただきたいのですけれども。

**【弓削常務執行役員】** そこを完全に決めているわけではございませんで、これは著作権の問題とかもいろいろ絡んでくると思うのですが、通信と同一の設備で送り方を変えて放送的にということが出来るのは、一つの経済的な方法であるとは思いますが、現在のところ、私どもが想定しているパターンは、どちらかというと通信は通信のための設備、放送は放送のための、同じ周波数を使った設備といったイメージで考えておりまして、それが経済的にどうかということも含めて、今後の検討だと思っております。

**【伊東委員】** もし、技術基準が通信サービス用と放送サービス用とで変わるということであれば、免許申請は、今と同じように別々でも良いのではないかとも思われます。一方、一つの技術基準に基づいて、同一の設備を両方のサービスで使っていこうということなら、新しい制度も意味があるのかなと思うのですけれども、そのあたりについてはいかがでございますか。これは、

先ほどの舟田先生のお話とも絡むのかもしれませんが。

【弓削常務執行役員】 ちょっと難しいご質問で、今すぐに答えを持ち合わせてないのですが、同一の設備で、お客様に対して十分なサービスができるような放送サービスができれば、それは私どもにとってもお客様にとってもいいことだと思いますが、それで放送のマルチキャストといったようなことをやって、十分に望むことが得られないケースでは、やはり放送のための別のやり方が必要になるかとは思っております。そのときに、こういったことが柔軟にできることが意味があるかは、ここで私どもが述べておりますのは、同じ周波数を使ってそれができるといふことには意味があると思いますが、手続上、それを一緒にしなくてはいけないかどうかは、今後の議論かなとは思いますが。

【伊東委員】 ありがとうございます。

【長谷部主査】 ほかにいかががございましょうか。

安藤先生はいかがですか。

【安藤専門委員】 ちょっと遅れてきて、聞き漏らした点があろうかと思っておりますけれども、質問させてください。3 ページ目に、携帯電話における放送用途活用例が2つ、周波数のエリア的有效活用、それから、周波数の時間的有效活用という。これはどれぐらいの柔軟性でやるような、これは深夜帯と書いていますけれども、毎日この時間はこういうふうに使えるようにしておくとか、そのようなイメージでしょうか。あるいは、エリア的というのは、例えば、どのぐらいの大きさのエリアごとにこういうのをつくるのか。もし、そのようなイメージがあれば、教えてください。

【弓削常務執行役員】 エリアのほうは、あまり具体的なイメージは、ルーラルな所という程度しかないのですが、時間的にいいますと、トラヒックが非常にすいてくるときは、やはり深夜といっても非常に遅い時間ですけれども、それから朝方にかけてでございますので、そういった時間帯で、放送的なやり方でコンテンツを届けると。先ほど、沖中さんから、既に一部やっておられるという話がございましたけれども、そういった届け方をして、携帯電話、最近是非常に記憶容量の大きいものも出てきておりますので、そういったところに蓄積をしておくというようなやり方を考えております。

【安藤専門委員】 では、ダイナミックというよりは、プリプログラムされたような運用のイメージですね。

【弓削常務執行役員】 現在のところはそうですね。すいているからここで送ってしまおうみたいなところまではまだ考えておりません。

【安藤専門委員】 はい、わかりました。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、大体予定の10分間の討議の時間になりましたので、ソフトバンクモバイル様との意見交換をこのあたりにしたいと思っております。本日、ソフトバンクモバイル様からちょうだいしたご意見等につきましては、今後の議論にしっかりと反映をさせてまいりたいと存じます。本日は、お忙しい中ご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。



それでは、次にご説明をお願いしております方をご紹介します。ジェイサット株式会社執行役員兼技術本部長兼運用本部長、西尾裕一郎様からご意見をちょうだいしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

ウ ジェイサット株式会社

【西尾執行役員】 ジェイサット、西尾でございます。今日はこういった機会をいただき、ありがとうございます。

冒頭の4ページほどで、ちょっと会社の紹介めいたものを付けさせていただいておりますが、趣旨は、私ども10月1日、もう数日後ですけれども、3つの会社が合併する予定になっております。それで、スカパーとジェイサット、それから、同じように衛星事業をしている宇宙通信という3社が合併いたしまして、そうすると、1つの会社で、いわゆる電気通信事業者であるということと、それから、放送分野でいいますと、受託事業者であるということと、それから、電気通信サービスの中で、今提供されております役務利用放送の回線提供というものと、さらにグループ全体としては、グループの中に放送事業者自身も含まれているという会社になります。ということで、若干これからご要望することにも関係いたしますので、頭4ページほどで、そういうご紹介をさせていただきました。

5ページへまいりますけれども、4点書かせていただいておりますが、1点目、2点目は主に手続に関する事、3点目、4点目は、若干通信と放送、先ほどご議論があったところにも関係するような要望でございます。

衛星というのは若干特殊なところがありますので、ほんの少しだけ背景をご説明させていただきますと、衛星通信の場合は非常にたくさんのバラエティーに富んだ伝送方式とか、設備とか、そういうものが使われておまして、それが日々導入、更新をされるということがございます。端的に申しますと、年によってももちろん違いますけれども、年間1,000件以上の何らかの免許申請をさせていただいて、それがずっと続いているという状況がございまして、非常に担当の係の方といいますか、課の方のご協力をいただいて大変だとは思っておりますが、それでもなかなかマーケットの早い要望というか、お客様の早い要望に十二分にこたえているという状況は、なかなか難しいという現状がございます。

1、2が手続関係の話なのですけれども、6ページに行かせていただきまして、まず第1点目でございますが、この申請は、もちろん今のやり方ですと、それなりに何か月という時間が一つ一つかかってくるということでございますけれども、何らかの利用期間の限定とか、あるいは、ほかに悪い影響を与えないという一定の条件のもとに、先ほどちょっと事後的な検査というのがありましたけれども、必要な資料はもちろん提供して審査はするにしても、極めて短期間で電波を使用できるような、そういう手続が導入できないだろうかと。

これは実際に、下に少し書いてありますけれども、アメリカとかシンガポールとかでは、特にアメリカでは、大分以前からそういうSpecial Temporary Authorizationという制度が導入されておりまして、もちろん公共の利益に合致するような場合ということがあるわけですが、そ

うすると、書類審査をもって3日以内ぐらいで免許が出せると。実績も1万を越すような、ほとんど認められるような実績があるということですので、もちろんこれをそのままということではないにしても、こういったものが導入できたらいいなということですので。

それから、9ページなのですが、同じように手続の関係でございますが、先ほどもお話ししましたように、結構大きなネットワークを一つの技術基準で順次やっていくのと違って、日々新しい技術がいろいろなところで導入されているということなものですから、外国で新しい変調方式とかそういうものが導入されると、すぐそういったものを導入して、少しでも電波の利用効率であるとかを上げたいというユーザーさんが出てくるということで、そうは言っても、それを実際に導入するには結構時間がかかることが実態なものですから、既に世の中の的にといいますか、海外を含めて、技術的に確立したというものであれば、こういったものも、全く新しいものにかけるのと同じような時間と労力ということではなくて、使い出せるような仕組みがあるといいなと。特に衛星の場合には、海外の事業者さんとの競合というケースも結構あるものですから、そういった場合には、スピード勝負みたいなのところもございまして、細かく詰めるといういろいろ難しいこともあるかとは思いますが、こういう制度ができないかなという要望でございます。

10ページ目。同じように手続の話でございますが、衛星は、アドホック的なニュースの報道であるとか、あるいはイベントの中継報道であるとか、そういうことに使われることも結構多いわけでございますけれども、そういう場合に、簡単に言いますと、あまり遠いところにある衛星はだめなものですから、どの衛星が物理的にアクセス可能か。あるいは、どの衛星が、必要な時間、必要な容量を確保できるかということ、いろいろたくさんの衛星の中から選んで、それを提供できる場所が提供するということなのですが、結構柔軟にキャパシティと場所を探すということと、それから、免許処理が必ずしも整合しないといいますか、そういう部分もございまして、そういう意味では、例えばということで書いてございますけれども、一つの事業者で、すべてが管理可能な衛星に対しては、そういった機動性を生かすような電波の使い方が可能にならないかということでございます。

2点目は、先ほどの新しい技術等の話ですけれども、変調器等どんどん新しいものが出てきますので、今はハードウェアそのものを交換しても、極端に言うと全部検査を必要とするという状況ですので、ちょっと大胆な要望ではありますけれども、ここについても自由に交換できるような工夫といいますか、考え方ができないか。それから、障害に対するということですが、衛星は非常に大規模な局から小規模な局までものすごい雑多でございまして、小規模の局では、必ずしも予備系を初期投資をして全部備えるというところまでない局も多々ございます。そういう局ですと、何らかの障害が発生したときには、一通りの免許処理が終わるまでは、通信を止めなくてはいけない、サービスを止めなくてはいけないということになりますので、この辺についてももう少し柔軟な、あるいは機動的な手続が導入できないかという要望でございます。

11ページ。ちょっと今度は切り口が変わりますけれども、先ほどちょっとお話がありました、衛星、特にCS放送と言われるものの世界では、同一の設備、同一の技術基準というのか、簡単に言うと、一つの電波と一つの設備みたいなことですが、その中で、通信と放送とい

う2つの制度に分かれてサービスが提供されているという実態が既にございます。一つは、受委託放送の受託放送業務、もう一つは役務利用放送という形での回線提供でございます。それから、全く同じ方式を使って、通信サービスも使われているということでございます。これらが現在では、通信と放送という業務の区分で、技術的には、設備及び技術基準としては全く同じ内容のものが、2つの免許を必要としているということが、現在ございます。もう少し大きな話もあろうかとは思いますが、このあたりについては、少なくとも一つのサブセットとして、一つの免許にできる可能性があるのではないかと感じておる次第です。

最後でございますが、ちょっとこれは伝送設備規律とは違う切り口で申しわけないと思うのですが、冒頭申し上げましたように、新しく合併した会社は、通信事業者であり、受託放送事業者であり、グループには放送事業者も抱えていることになります。下のほうに書いてございますが、現在のところ、衛星に関しましては、こういったコンテンツを流す本当の放送事業者と、それから、伝送設備を提供する受託放送事業者も含めて、ここは一つの会社として提供することは許されておられません。ということで、ここを一つの会社として提供できるようになれば、コスト低減になることはもちろんですけれども、より柔軟で、前向きな経営活動ができるのではないかと考えている次第です。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。委員の皆様、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い申し上げます。

大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 資料の11ページで、同一の周波数帯、同一の電波型式で、通信利用と放送利用でそれぞれに免許が必要だという現状認識を記載していただいているのですが、現状提供されているサービスで、このように2つの免許を取得して提供されている、よく知られているサービスの事例がありましたら、教えていただきたいと思いますが。

【西尾執行役員】 具体的には、CS放送で、スカパーというプラットフォームの上に乗ってサービスを行っているものがありますが、視聴者から見ると、全くその区別は見えないと思うのですけれども、その中身は、一つの電波の中に、実は放送用として免許されているチャンネルと、それから、役務利用放送として、我々としては電気通信業務を提供していて、その上に乗って放送が流れているというふうに、我々の立場からいうと、電気通信業務として整理されているチャンネルと、2つが一つの電波の中に混在しているという状況でございまして、多分視聴者からは、あまり見えない世界だろうとは思いますが。

【大谷専門委員】 これはチャンネルは、別々になるということですね。

【西尾執行役員】 チャンネルは別ですね。ただ、一つの電波の中で、多重されているという。

【大谷専門委員】 なるほど。チャンネルでいいますと、何本ぐらいが。

【西尾執行役員】 割合ですか。

【大谷専門委員】 割合で。

【西尾執行役員】 多分、役務利用というか、電気通信の中で提供されているものがどんどん増えてきている現状ではないかと思いますが、ちょっとすみません、正確な数は。

【大谷専門委員】 はい。ありがとうございます。

【長谷部主査】 舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 この点は、ご存じのような経緯もあって、現状こうなっているわけですが、私はもともと役務利用放送ができたときは、これに一本化されるものとばかり思い込んでいたんですね。もともとは委託・受託しかなかった。それから、役務利用ができた。では、それは規制緩和ですから、こぞって事業者側は申請を変えてくるだろうと思ったら、なかなか進まない。もちろんこれは制度的に委託放送事業者のほうが、周波数利用計画かどこかで、放送として、よりきちんと割り当てを受けているということがあるのかもしれませんが、今日お伺いすると、例えば、役務利用放送に一本化するという点については、抵抗はないというふうに、事業者としては。

【西尾執行役員】 私どもとしては、抵抗がないと思います。

【舟田専門委員】 そうですか。わかりました。

それから、もう一つよろしいですか。

【長谷部主査】 はい。

【舟田専門委員】 次の12ページですが、これも、そもそも受託と委託を分けて制度化したのは非常に画期的な法律だったわけですが、それをもう一度戻してくれということなのですが、戻してくれというよりは、兼業が可能ということですから、もちろんハード・ソフトの分離という制度は残しておいても、しかし兼業の可能性をとということだと思いますけれども、その際が一番のネックは、やはり独占体が生まれることで、ジェイサットさんとしては、もちろんこういうことを要求するでしょうけれども、そのサービスを受ける放送事業者としては、差別的な取扱いとか、非常に不利な取引条件を押しつけられるのではないかと、そういう心配が出ることが、私の全くの推測ですが、そういうことについて何かございましたら。そのために、受託放送事業者に対しては、厳しい規制を従来かけてきたわけですね。

【西尾執行役員】 そこは必要な条件を整えて、工夫のしようがあるのではないかと思うのですが、細かいところまで検討したわけではございませんが。

【長谷部主査】 ほかにいかがでございましょうか。

安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 6ページ目で、短期間の審査で利用可能となる手続の導入ということをご説明されましたけれども、現状では、数か月を要する場面があるのが、例えば、特殊な場合には3日後というような話もありましたけれども、これは物にもよるのでしょうけれども、そんなに劇的な効果が期待される、しかもこういうニーズは非常にあるということでしょうか。数か月と、それから、FCCがやるような3日というような。

【西尾執行役員】 それはすべてではないと思うのですが、

【安藤専門委員】 ええ、特殊な例では。

【西尾執行役員】 特殊な例では、やはりそういうご要求が来ることは、そう珍しくはなくて、そういうのはとても無理ですとってお断りするのですけれども。

【安藤専門委員】 残念ながら無理ですという言い方になってしまうと。

【西尾執行役員】 はい、そうです。

【安藤専門委員】 それと対比させて、後ろのほうで、新技術の導入の話は、もう少し長い話だと思いますけれども、9ページですか。9ページの一番上に、「日本では新技術であるが、海外では既に確立されている技術」ということ。こういうものは、やはり日本で使って問題ないかという、そういう確認や何かで時間がかかるのかと思うけれども、これは期間でいうと、議論すれば、やはり半年とかかかってしまうようなもの。それをもっと早くしてほしいという趣旨ですね、これは。

【西尾執行役員】 そういう趣旨でございます。はい、そうです。

【安藤専門委員】 だから、時間的なことかというと、もう少し長い話を効率よくやってほしいというような理解でいいですか。

【西尾執行役員】 そうですね。新技術の中身によっては、ご指摘のように、審査基準とか、設備規則とか、そういうところまで上げなければいけないようなもの場合には、半年では済まないかもしれませんし、もう少しマイナーな問題であっても、やはり通常の免許、あるいは、それにプラスアルファかかるということだろうと思います。

【安藤専門委員】 手順を踏むということですね。はい、わかりました。

【長谷部主査】 村上委員、お願いします。

【村上委員】 今のお話、国と国の間で、相互認証みたいなことをやるべきではないかというご提案なのでしょうか。

【西尾執行役員】 いや。

【村上委員】 そこまでは。

【西尾執行役員】 それにどれぐらいの時間がかかるのか、僕はよくわからないのですけれども。すみません、ちょっと。

【村上委員】 はい。それと、先ほどのFCCの3日間というの、利用期間を限定するかわりに短期間というセットをつくったらどうかということですね。そういうご提案ですか。

【西尾執行役員】 そうですね。何らかの条件を付けて。

【村上委員】 そのときは、この無線局への干渉はないという条件は担保されているということなのですか。

【西尾執行役員】 ええ。基本的には、通常はものすごく日本の場合はしっかりしているというか、実際に電波を出して、実際に測ってみて、それがというのを一つ一つ基本的にはやっているということですが、アメリカでもこういう場合にはというか、基本的には、先ほどの話に出ましたように、問題があったらすぐ止めなさいと。それが頻発するようなら、何らかのペナルティーを科しますよみたいな、そういう感じになっておりますので、期間限定、条件付きということであれば、そういうやり方もあり得るのかなと。

【村上委員】 では、それは問題が起こったときは止めますよという条件でコミットをすることですね。

【西尾執行役員】 そうです。それは常に大前提だろうと思います。

【村上委員】 わかりました。

【吉田電波部長】 今のお話なのですが、ちょっと私どもでFCCのルールを調べたところだと、今、期間限定という言い方がされたのですが、大前提としては、先ほど、公共の利益に合致するという言い方がされたのですが、緊急性があつて、あと公共の利益と。6ページに例として書いてあるのですが、海外から日本に持ち込まれる可搬地球局と。ですから、この例が一番わかりやすいのですが、逆にアメリカか何かで、日本の放送業者が地球局を持ち込んで、例えば、JSATの衛星を使って日本にニュースを送りたいと。例えば、先日、三浦さんの事件もございましたが、例えば、ああいう場合にと理解しておりました。この場合、審査を長くやっていたら、判決の日は、判決というか、審査の日が過ぎてしまいますので、緊急性を要するということになります。このような場合が典型的な例だと理解しておりますので、そうしますと、多分必然的に、期間は限定されるという理解で、私としてはおります。

ですから、それを日本に持ち込んでくるとすれば、期間が短いというものもあるのですが、要は、極めて定型的なものであつて、今まで審査していたものとそれほど違いがないので、短期間に審査ができるというような考え方はあり得るという気はしておりますが、いずれにせよ、検討させていただければと思っております。

【長谷部主査】 そういたしますと、これで予定された時間になっておりますので、ジェイサット様との意見交換をこのあたりにしたいと存じます。本日、ジェイサット様からいただいたご意見等につきましては、今後の議論に反映させてまいりたいと思っております。本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日4番目となりますが、次にご説明をお願いしております方をご紹介します。社団法人日本民間放送連盟放送計画委員会特別小委員会委員長、東京放送代表取締役専務、城所賢一郎様。同じく民放連放送計画委員会特別小委員会委員、フジテレビジョン常務取締役、飯島一暢様。同じく放送計画委員会特別小委員会委員、日本テレビ放送網常務執行役員技術統括局長、田村信一様からご意見をちょうだいいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

#### エ 社団法人日本民間放送連盟

【民放連城所委員長】 最初に私から、当検討委員会に対する基本的なお願ひというか、包括的な民放連の考えを述べさせていただきます。

まず、民放連の基本的な立場といたしましては、この委員会における総合法体系の検討は、おとしの6月20日に示された「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を踏まえて行われるべきであろうと考えております。具体的に申し上げますと、政府与党合意がつくられる過程におきましては、民放連も会長以下、与党各党の調査会や委員会に出席させていただいて意見を述べたり、多角的な検討が行われた上で、あの合意が成立したと考えております。

一つは、「基幹放送の概念の維持を前提に」と政府与党合意では掲げておきまして、まず、全体的な議論として、基幹放送の概念の維持を十分認識し、前提にして議論を進めていただきたい。

もう一つは、政府与党合意の直前に出されました総務省の懇談会の答申には、レイヤー区分に対応した法体系を検討すべきだと書かれていたわけですが、政府与党合意がつくられる過程で、レイヤー区分に対応した法体系という表現は削除されて、政府与党合意には出てこないわけでありまして、したがって、当然のことのようにレイヤー区分に対応した法体系を前提に議論されるのは、ちょっと民放連としては腑に落ちないと考えております。

それから、議論の過程や中間論点整理等々には、「放送」という用語自体が欠落しております。なくなっております。どういう意図に基づかれて、「メディアサービス」というような言い換えをなさっているかというのはいずれも、「放送」という用語自体には、歴史の積み重ねと、国民になじんだ積み重ねというものがあつて、「放送」というものが持つ意味、例えば、信頼性であるとか、発信者の責任であるとか、そういう意味が背景にあるわけでありまして、あまり簡単に「メディアサービス」というような新しい言葉で言い換えてしまうことは反対であります。放送法の理念や、「放送」という法律上の名称を継承していただきたい。

それともう一つは、NHKの問題であります。放送法や電気通信事業法など様々な法律にかかわる法体系を検討するときに、NHKの在り方を除外して考えることは、私は成り立たないというか、適当ではないと考えます。日本の放送は、NHKと民間放送の二元体制の中で、世界に類を見ない発展を遂げてきたわけでありまして、NHKを当委員会の議論の中でどう位置付けて、どう扱われるのかは、ぜひ検討していただきたいし、示していただきたいと思っております。

次に、具体的な今日のテーマであります放送用及び放送事業用の周波数の利用の問題や、免許の問題については、田村委員から述べていただきます。

【民放連田村委員】 田村でございます。それでは、資料2ページ目以降は、私がお説明申し上げます。

まず、現在、放送事業者には割り当てられております周波数の現状でございます。一つは、実際に番組を視聴者に届けるための放送用の周波数、もう一つは、報道番組などの番組制作において、映像・音声の素材を伝送する部分と、放送局からこれを送信所に伝送するために使う放送事業用という2つの周波数がございまして、この2つの電波が有効に機能することによって、制作から放送までの安定した放送を実現しているわけでございます。

次に、基幹放送として、緊急災害時は当然なのですが、日ごろから国民生活に必要な情報をあまねく視聴者に届けるためには、放送用と放送事業用のいずれの無線局を運用する場合であっても、極めて高い安全性と信頼性が要求されております。受信者である視聴者の利益に鑑みれば、放送のサービスは、いわゆるベストエフォートではないと考えております。中でも放送用の周波数は、多数の国民視聴者が見ております。しかも、様々な受信環境下で見ているということから、干渉妨害を受けることがないように、細心の注意を払っております。電波政策的にも綿密なチャンネルプランを策定して、送信所を設定する。さらに受信者保護の観点からも、厳格な電波監理が行われているところでございます。

次に、3 ページ目の「通信・放送共用免許について」でございます。現在、地上放送事業者は、デジタル放送のワンセグやデータ放送で、放送と通信の連携サービスを既に始めております。その事業化を現在、積極的に進めているところであります。さらに、連携サービスの例として、ダウンロードサービスを実現するサーバー型放送というのがございまして、これについても既に制度化されております。したがって、制度上の制約があるために、放送・通信の連携サービスができないことはないと考えております。

放送用の周波数は、基幹放送である地上放送の安全性と信頼性を担保するために、他用途への利用は行うべきではないと考えております。

これに対して、先ほどご説明申し上げました、素材や番組を伝送する放送事業用の周波数の一部につきましては、放送目的以外にも一時的なニーズがあるということと、放送事業者による自律的な運用が制度上担保され、かつ、技術的に問題がないことが確認されるのであれば、他用途への利用について検討の余地はあると考えております。

それから、最後になりますけれども、参考としまして、2 点触れさせていただきます。

まず1 点目が、放送事業者が行っております周波数の有効利用の現状でございます。ご存じのとおり、テレビ放送の周波数は、2 0 1 1 年のデジタル化完全移行後に再編を行いまして、V H F 帯とU H F 帯で、現在3 7 0 M H z を使っておりますけれども、ここから1 3 0 M H z を返還することが既に決まっております。さらに放送事業用として現在使っている、A バンドと称する3 . 5 G H z 帯は第4 世代の携帯電話に流用するというので、2 0 1 2 年度以降、段階的に返還することが決まっております。

それから、マイクロ波全般につきまして、業務区分の見直しが行われておりまして、より一層の周波数の有効利用を図るという方針が既に進められております。具体的には、テレビのデジタル化が始まるのに伴って、番組を伝送するためのマイクロ波の不足がございました。こういうところから、一般公共用の周波数が既に2 0 0 2 年から、放送事業用に開放されております。この後、2 0 1 2 年、デジタル化移行後に、放送事業用の周波数が電気通信業務に開放されることが既に決まっております。周波数の共用が進められているということでございます。

それから、報道取材や移動中継で使用しているU H F 帯の移動局でございますけれども、これにつきましては、舞台音響で使うラジオマイク、よく役者さんが頭に掛けたり、手に持ったりする、ああいうマイクでございますけれども、この周波数と一部共用しておりまして、相互に綿密な運用調整を行っているのが現状でございます。舞台関係者から、ラジオマイクのチャンネルが不足しているので、もっと増やしてほしいという要望があつて、現在、これはデジタル化による共用なのですけれども、全帯域のラジオマイクとの共用化が進められております。そうすると、さらなる運用調整が求められることとなります。

それから最後に、ホワイトスペース論というのがございます。例えばテレビ放送の周波数で、場所ごとに空いている周波数を見つけて電波を利用するということだと思われませんが、テレビの受信実態を踏まえた上で、視聴者保護の観点から、慎重に対応していただきたいと考えます。といいますのは、一般の視聴者がどういう環境で、どういう受信状況でテレビをご覧になっている



かといえば、サービスエリアのぎりぎりのところで見ている場合などもございます。日本のテレビ中継局の置局の現状でございますけれども、非常に狭い国土の中で、過密な置局をしております。周波数事情がとても厳しいという状況でして、ホワイトスペースと言っても、かなり遠隔地からの電波が飛んでくる状況でございますので、こういった実態を十分に調べた上で、実質的に使用できるチャンネルはほとんどないのではないかと我々は考えております。

以上でございます。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。委員の皆様方から、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

清原委員、お願いします。

**【清原委員】** ご意見ありがとうございました。3ページに基づきまして、2点質問をさせていただきます。

私も、放送は、私たちの情報生活の中で大変重要な役割を果たしていると思っておりますし、2011年に地上放送のデジタル化を実現するというプロセスの中で、各放送事業者の皆様が、その対応に大変ご苦労していただいて、感謝しております。その中で、最初の「・」のところ、「地上放送事業者はデジタル放送のワンセグやデータ放送で、放送・通信連携サービスの開発・事業化を積極的に進めている」とあります。この連携型サービスについては、既存の制度でも可能であるというご趣旨だと受け止めました。

先ほど、ソフトバンクモバイルの弓削常務執行役員により、携帯電話事業の立場から、例えば、周波数の時間的有効活用から、トラヒックが少ない時間、深夜等で放送を配信しておいて、携帯電話にコンテンツをためておくというようなことが実現できるのではないかとのご提案がございましたけれども、地上放送の事業者の方におかれましても、今後の地上放送のデジタル化等と合わせまして、端末の多様化をかんがみるとき、ソフトバンクモバイルのご提案のようなことは、当然お考えではないかと思っておりますが、こうした時間的な柔軟性を保つ様々なサービスを実現していく上でも、現状の制度で制約はお感じではないのかどうか、そのことについて、再確認をさせていただければと思います。

2点目の質問は、「・」の3番目なのですが、放送事業者による自律的運用のもとであるならば、放送事業用周波数の一部については、他用途利用を検討する余地はあり得るとおっしゃいました。このときの他用途利用には、どのような用途をお考えで、どういう用途ならば可能であるとお考えなのかどうか。それからもう一つ、自律的運用の内容なのでございますけれども、それを担保するためにはどのような体制とか、対応が考えられるのかどうか。以上2点、通信・放送共用免許に関するご発言について、再度お聞かせいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

**【民放連田村委員】** ご質問の1点目でございますけれども、空いている放送時間、いわゆる時間的なホワイトスペースというのでしょうか、こういう空いている時間でこういうサービスができないかというご質問かと思っておりますけれども、ここ20年ぐらい、国民の生活パターンが相当

変わってきて、深夜の時間帯の視聴世帯が結構増えているのです。放送のサービスは満遍なく行うというところからすると、やはり深夜の時間帯に対しても、放送サービスを提供するという義務が、我々にはあると思っています。

その時間帯を他の用途で使ってしまったときに、緊急放送が入った場合にすぐ明け渡してもらうのは、これは契約上の問題もございますけれども、なかなかしにくいという点があって、深夜といえども、放送時間を他の用途に利用することは簡単にはできないのが現状でございます。

それから、2点目の自律的な運用に関してでございますけれども、先ほど、他の用途利用を検討する余地があり得ると申し上げたのは、これはあくまでも基本的な考え方でございまして、具体的にどういうニーズがあるかは、今後の問題だと思っております。

それから、自律的というのは、これは1番目のご質問にも関係あるのですけれども、他者に完全に明け渡してしまうのではなくて、放送事業者の判断で、我々が編成権を持っていろいろ対応できるような条件という、そういう意味でございます。

**【長谷部主査】** よろしいですか。

**【清原委員】** ありがとうございます。ご趣旨はわかりました。今後、地上放送がデジタル化していく中で、私たち利用者による放送の利用の場面とか、端末が多様化していることは容易に想定されるわけです。その中で、これまで積み重ねてこられた放送事業者の皆様の取組、特にコンテンツにおける有効な内容などを、より適切な伝送設備規律の中で有効に生かしていく上で、もし現行の法制の中で不十分なところがありましたら、今回の検討の中で、その点についても今後、検討していければという思いで質問させていただきました。どうもありがとうございました。

**【長谷部主査】** 國領委員、お願いします。

**【國領専門委員】** 資料の見方についてお尋ねしたいのですけれども、周波数の有効利用が参考に上がっているということで、そもそもハード・ソフト分離とか、他用途利用の心として電波の有効利用があるという、ここはよろしいのではないかと思うのです。その上で、ただ放送の安全性、信頼性を担保する上で一致していないとよくないというご主張は、これもそういう主張をされているのはよくわかるわけですが、そのときに、周波数有効利用はどうすればいいかというときに、今、こういう対応をされていると。つまり、チャンネル再編を、これから今後の技術革新によって、より効率が高まったときにどう対応するのがいいとお考えになっていらっしゃるかがポイントになると思うのです。そのときに、今までとられているようなチャンネルを再編して、余裕が出た分については返還するという方式をとるほうが、ハード・ソフトを分離するよりもいいので、そういう方式をとるべきであるというご主張になっているのかをお伺いしたいのですが。

**【民放連飯島委員】** 周波数の有効利用がもちろん前提にあって、こういう議論に進んでいるわけですが、もともと放送事業者はデジタル化という国策に沿って、自分たちが使用していた周波数帯を通信事業者の方、またその他の新しい事業用途に開放するために、大きな民族大移動を、今、やっている最中です。そこに関して言えば、皆様のお考えと同じように、希少資源である電波を有効利用するために、できる限りのことはしていくということ自体は、全く異存のないことです。今、國領委員がおっしゃったのは、ハード・ソフト分離を認めるよりは、もし、

例えば帯域圧縮が進んで余剰帯域が出たら、その一部を返還したらどうか、というお話だったと思うのですが、最初に城所委員長からご説明しましたように、いわゆる放送の原則を維持した上でということ为前提に、私どもも様々な協力というか、できる限りのことを、今、やろうとしているわけなのですけれども、ハード・ソフトの分離については、放送事業者全体が認めたくない。単に既得権を守るとかそのようなことではなくて、実際に放送の持つ意義並びに使命がそれによって脅かされ、一方で、経済原則というか経済合理性だけで、一部のサービスが第三者の手に渡った場合には、現在、提供されているサービスがさらに劣化するおそれがあるということで、私どもはまずハード・ソフトの分離を認めたくないという主張をしておりますので、バーターの対象ではないということ、まず正させていただきたい。

もう一つは、周波数を返還する意志があるかないかについては、現状のサービスの中で言いますと、与えられた6MHz帯域の中で、一つはワンセグのサービスに充て、もう一つは12セグでハイビジョン放送を進める。まさに国策として、デジタル放送のハイビジョンをどうやって浸透させるかというところに邁進しているわけですので、仮定の話として、将来そうなった場合どうなのかについては、ちょっと今、お答えができません。

今のご質問の意味を、私が正しく理解していなければ、ご指摘いただきたいのですけれども。

**【國領専門委員】** 別にバーターとか、そんなことを申し上げているわけではなくて、電波の有効利用に関する一般的な考え方、基本的な原則ですね。このような方式で、電波の有効利用をこれからも進めていこうということについて、ここに「参考」と書かれているので、意見ではないのかな。これ、意見のような、意見でないような、参考なのかみたいな。

**【民放連城所委員長】** その「参考」となっているのは、今でもこんなに有効に使っているということを申し上げるために付けたものです。あくまで主文は3ページでありまして、3つの「・」で書いてあるところが、私どもの他用途利用についての考え方であると読んでいただきたいと思います。

**【長谷部主査】** よろしゅうございますか。

では、村上委員、お願いします。

**【村上委員】** お立場からのご意見、非常に明快で、どうもありがとうございました。その外側で起こっている変化との整合をじっくり議論していくということかと思いますが、基本的な考え方の中では、民放とNHKの二元体制を前提にすべきという考えが示されている。その上で、NHKを検討体制に含めることが適切であると特にお書きなのですが、委員会の検討アジェンダ（案）の最後、その他の論点の（1）で、特定法人の位置付けについて言及しているのですが、この範囲外で、特に検討を要する論点があるというご趣旨でしょうか。

**【民放連城所委員長】** そこまで具体的な趣旨ではないです。総合的な法体系を考えるときに、NHKの問題——問題と言っても悪いのですけれども、NHKの今後の在り方は、中心的なテーマだろうと。ですから、それを避けずに議論していただきたいという、非常に概略的な趣旨で書いてあるものであります。

**【村上委員】** 現在の委員会の検討アジェンダ（案）では、その他の論点では、業務内容に関

する規定の位置付けについて、新たな法体系の在り方について検討する際に、これら特定の法人に影響が及ぶ場合に検討することが適当かを議論しようということなのですが、そういう枠内で議論をするという理解でよろしいでしょうか。

【民放連城所委員長】 今おっしゃったよりは、我々が議論を期待しているのは、もう少し広範囲に踏み込んだ、積極的に取り込んだNHKの在り方という意味であります。

【長谷部主査】 よろしいですか。

【村上委員】 ええ。またこの問題を議論するときに、ということ。

【長谷部主査】 はい。では、大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。もともとヒアリングのアジェンダ（案）に記載されていることについての直接のご回答、ご説明がちょっとなかったように思われますので、念のための確認なのですけれども、例えば、特定基地局の開設などというのは、地上放送事業者の立場からは、特にニーズがないという考え方でよろしいのかということと、それから、また手続についても、特にご意見が出ていなかったと思いますので、それは手続そのものが現状で満足されているということなのか、それとも、検討アジェンダ（案）で「新たなシステムの導入のために」と書いてあるので、新しいシステムの導入が、そもそも特に予定されていないということなのか、そのあたりをちょっと確認させていただきたいと思います。

特に地上放送事業者としてのお立場があるかと思しますので、実はまだご発表いただいていないのですけれども、日立製作所様からのプレゼン資料の14ページ、15ページあたりに、通信・放送の世界でも、この特定基地局、あるいは手続の簡素化についてご意見が出ているように、ニーズがあるかのように見えますので、ニーズがあるかないかを中心に、ご回答いただければ幸いです。

【民放連田村委員】 まず、1点目のご質問ですけれども、特定基地局についてのニーズがあるかということですが、現状では、ニーズはないと考えております。

それから、2点目の新しいシステムですけれども、これは今後の検討ということになっております。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

若干討議の時間をオーバーしてしまっているのですけれども、そういたしましたら、日本民間放送連盟様との意見交換を、このあたりにさせていただければと存じます。本日、日本民間放送連盟様からいただいたご意見等につきましては、今後の議論に反映をさせていただければと存じます。本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日最後になりますが、ご説明をお願いしております方をご紹介いたします。株式会社日立製作所情報通信グループ経営戦略室新事業インキュベーション本部新事業推進部メディア関連事業担当部長の織田稔之様からご意見をちょうだいしたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

オ 株式会社日立製作所

【織田担当部長】 日立製作所の織田です。よろしくお願いたします。本日は、新しい法体系という視点からすると、少し範囲が狭いかと思いますが、一つのケーススタディとしてご覧いただいて、その中で幾つかコメントをいただければと考えております。よろしくお願いたします。

早速ですが、表紙で「狭域コミュニティ・メディアの取り組みと伝送設備（電波利用）に関する意見」と称しましたけれども、内容的に、今、ワンセグを利用した、極めて狭いエリアに向かつての新サービスを検討しております、仮称ですけれども、今、「エリア・ワンセグ」という名前で、いろいろなビジネスモデルの検討をしております。

めくっていただきまして、「はじめに」とありますが、私どもがやっているエリア・ワンセグのイメージを図に模したのですが、例えば、駅前の見通しのいい駅ビルの屋上などに、エリア限定の送信の設備、この場合は、今回、ワンセグの送信電波を発射する設備を設置いたしまして、この電波の届く範囲の中に、ワンセグ携帯をお持ちになられた方が視聴できますよ、中身の番組は、エリア独自のワンセグの番組をご覧いただきますというものです。こういった非常に狭いエリアですけれども、コミュニティ向けの映像情報メディアの活用ができるのではないかとということを検討しております。

次のページですが、エリア・ワンセグの推進の体制について、若干触れさせていただきたいと思ひます。この件は、日立単独というよりは、Y R P 研究開発推進協会様で、研究フォーラムを組織しております、「次世代ワンセグユビキタスプラットフォームワーキンググループ」という名前で、1年以上かけていろいろ検討してまいっております。参加されている方々は、放送事業者、通信事業者、サービス事業者、メーカー、有識者など、非常に多岐にわたる方々、40者ほど参加いただきまして、基本的には事業のモデルと、あと今回、UHFの電波を使って、市販のワンセグ端末で視聴していただくということになりますので、技術的にも、地デジの今のテレビのサービスとバッティングしないような技術の方式とか、あとは実際にこれを実施していく上での制度面の課題を検討しております。本件につきましては、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方等に関する懇談会におきましても、ケーススタディとしてご説明させていただきます。

早速内容に入りますが、めくっていただきまして、「2-1 サービス・トライアル実施例」と書いております。これはすべてではないのですが、今まで取り組んできましたエリア・ワンセグの実証実験をやった例でございます。最初が06年11月、東京・上野で実施した例から始まりまして、約2年間、こういう多数の地点で実施をしております。すべてではないのですけれども、おおむね実験局免許をいただきまして、実験サービスという形でのトライアルをしております。

具体的な例を下のページからご説明しますが、「2-2のサービス・トライアル（鈴鹿サーキット）」というのがあります。これは鈴鹿サーキットにおいてになりましたお客様向けに、ワンセグの番組を提供しますというものです。中身のコンテンツですが、これはレースをやっておりますので、レースの実況中継とか、ラップタイムの表示とか、順位の表示とか、そういったものを提供しているものです。大変これはわかりやすいサービスとなっておりまして、ファンの皆様には非

常に好評でして、去年の11月に初めてやったのですが、現在もフォーミュラ・ニッポンのレース、全国各地で転戦しておりますけれども、おおむねこの会場でもワンセグ実験を、今、やっているというものでございます。

めくっていただきまして、「2-3サービス・トライアル（日経ITPro EXPO）」とあります。これは東京ビッグサイトでありました、ビジネスマン向けのITのショーなのですけれども、このEXPO会場全域にワンセグの電波を発射しまして、コンテンツとしましては、展示物のご紹介とか、表彰式の様子を中継したりといったことを実施させていただいております。こちらでも非常に評判がよくて、来月もこのITPro EXPOオータムというのがありますけれども、そちらでも継続的な実験を実施する計画であります。

あと、次の2-4に「サービス・トライアル（姫路菓子博）」とあります。こちらは、今年4月に3週間ほど長期で行われたお菓子の博覧会イベントがありまして、実施した場所は、右に地図がありますけれども、姫路城を囲む公園で、いろいろなお菓子のパビリオンが並ぶというものです。ここをめぐってワンセグの電波を発射して、イベント放送を行ったという位置付けのものです。実施されましたのが兵庫県様を中心に、協力会社が集まりまして、特に地産地消型コンテンツと言っておりますけれども、市民の様子をそのまま収録して、現地で編集して、体験談という形でご紹介しますという形で、基本的には地域で生まれた情報を、その場で流すというモデル実験をしたものでございます。

めくっていただきまして、「サービス・トライアル（平泉ウォーク）」というのを、今年6月、やっております。こちらは世界遺産登録を目指している平泉の史跡、非常に広い所になるのですが、そちらをめぐるイベントという形でやっております。下側にちょうど地図がありますので、この地図で概略をご説明しますが、もともとこれは史跡巡り約7キロのウォーキングイベントという形で、ラジオ局が主催されている毎年恒例のイベントなのですが、このラジオを聞きながら、観光地を練り歩くというイベントの中で、ワンセグコンテンツを発射する装置を3つ置かせていただいております。大会本部では、世界遺産登録を目指すという意味合いでのコンテンツをずっと流しました。あと、資料館2か所でおおのワンセグの送信局を置きましたけれども、こちらはちょっと変わったことをやりまして、もう一回2-5のaに移りますが、観光クイズをやらせていただきました。観光クイズに答えて正解すると、特典映像が見られますよという形で、ワンセグの番組をご覧いただくという形でやらせていただきました。

このようなトライアルを幾つかやってきた経験上、電波の利用についても、いろいろ思うところがございまして、めくっていただきまして、3-1からは、検討アジェンダ1対1ではないのですが、電波利用について考えていることを、幾ばくかご説明したいと思います。

まず、検討アジェンダ1番の、電波利用の目的・区分という中で（1）にあります、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請、免許を受けた後の柔軟な用途変更を可能にする制度についてですが、このエリア・ワンセグにおいては、技術的にはワンセグの放送技術を用いまして、公衆向けの放送サービスと、特定利用者向けの通信サービスの両方を、できたら将来的にも提供していきたいと考えております。

下の絵にもありますが、考え方としては、1つの無線局、1つの周波数帯域を用いまして、対象エリアの中にいらっしゃる方々全員が見られるような放送サービスと、特定利用者だけが利用できるような、通信型のサービスを同時に届けられると、非常に使い勝手が上がると考えています。この例として、会員限定とか、防災担当職員限定ということ想定しておりますが、次の3-2で、具体的に2つのサービスを融合した形の技術実証もやっておりますので、ご紹介いたします。

1つ目は、「通信ファイルの多重配信」と書いてありますが、ワンセグの電波を使いまして、映像とデータ放送を公衆向けにサービスしますというやり方と、データ放送の技術を少し拡張しまして、例えば、カーナビのある会員向けの地図配信をしますというような、使い方によっては、通信型のアプリケーション伝送と考えられますが、こういったものを一つの電波の中にくるんで、同じ対象エリアの中に発射することが可能かと思えます。

2つ目の例が、「防災担当職員限定の配信」とありますが、これは映像若しくはデータ放送のどちらかを暗号化している例ですけれども、この図ではデータ放送の暗号化をしております。例えば、横須賀市で防災対策本部緊急連絡というイメージ例を書いてありますが、こういった防災職員専用の情報を流して、防災職員専用の受信端末だけがその情報を見ることができます。こういう電波発射のやり方を行いますと、おおむね防災情報が、公衆向けと特別な担当者向け、両方に届けることが可能かと思っております。こういったことの技術的な実験を行ってまいりましたというところです。

めくっていただきまして、若干技術基準についてもご説明したいと思いますけれども、現在やっているエリア・ワンセグは、図でご説明します。1つめの無線局では、今、市販のワンセグ端末で受かってほしいということで、UHF帯を使わせていただいております。これでワンセグの受信は、大量同報型の受信を行います。あと、データ放送などを使いまして、パケット通信で個別のリクエストを出す形で、「2つめの無線局」と書いてありますが、これは今の携帯通信用の電波を使う形で、私どもとしましては、エリア・ワンセグをやるに当たっては、無線局は放送用と通信用の2つを併用していると考えております。受信端末は、デュアルで送受信できるものを想定しておりますが、ちょっと文字で書いてあることも読み上げますが、エリア・ワンセグにおいては、まず下り方向の大量同報配信が1つの無線局、1つの技術基準があれば、非常に十分だと考えます。

多地点での置局、平泉などでは3つ置きましたけれども、そういう多地点で置局する場合でも、混信保護を保障する仕組みが必要ですが、技術基準が、今、こなれたものが1つあれば、非常に確立しやすいと考えます。

3つ目の「・」ですが、1つの周波数帯域で、下りの大量配信と双方向通信、2つの技術を収容することは、少し困難があると考えています。その理由①、②とありますが、2つの技術を混在させるためのすり合わせを行った結果、非常に依存性が高まってしまうと、将来の技術革新がなかなか難しくなると思えます。上の図で言いますと、UHFを使った「ワンセグ電波」と書いてありますけれども、長期的には、セグメントをたくさん束ねる伝送方式も、もしかしたら使え

るかもしれないですし、「2つ目の無線局」とあります。パケット通信も、長期的にはWiMAXとか、非常に有用な技術も普及してくるかと思いますが、今後、おのおの発展していく技術を無理やり1個におさめるのは、なかなかそれなりに難しいことがあると考えます。

②に書いてありますが、相互依存性を軽減して、無理やり入れるということであれば、ガードバンドをやはり置くことになるかと思いますが、これはそもそも電波の利用効率が損なわれるのではないかと考えております。

続きまして、3-4で、コミュニティ・メディアをやるための電波利用について、考えをご説明したいと思います。(2)で、「未利用周波数帯域(ホワイトスペース)の利用について」と書きましたが、現在、実験局免許という形で電波発射させていただいていますが、エリア・ワンセグでは、UHFのうち、個々の特定エリアにおいて使われていない、利用されていない帯域を用いて実証しています。例えば言いますと、ここの霞が関でいうと、UHFの15チャンネルを使おうと考えると、何とか空き地として使えるのではないかというイメージで考えております。

狭域コミュニティ・メディアでは、こういった広域サービス用の周波数帯域のホワイトスペースが、非常に限られた領域ですが、有効に使えると考えています。特に重要なのは、広域サービス。今の地デジとの混信保護は絶対保障しなければいけないので、そういう意味では、地デジと同じ技術基準での電波利用が、基本的には実施しやすいと思います。

3つ目の「・」ですが、ホワイトスペース利用は、地域に応じて使える場所、具体的に言うと、チャンネル数が非常に変わってくると思います。放送サービスとして、これを何かやろうと考えますと、「放送が最大限に普及されて、その効果をもたらすことを保障する」という放送法の間から見ると、地域によって格差が発生することが許されるかどうか。非常に狭い所ではありませんけれども、そういったところが少し懸念事項であります。

最後の「・」ですが、狭いエリアでの微小電力利用という形になりますが、非常に複雑な構造物の影響を大きく受けまして、ちょっとビルがあると、その裏側に回り込むのが難しいとか、そういうことが実証した結果わかっております。こういったことも、もし放送としてやる場合は、放送対象の地域において、あまねく受信するように努めるという方法があるわけですが、こういった規律は、この努力目標は、非常に段階的な実施という形で、段階的にアンテナを増やすとか、そういう形にならざるを得ないと考えております。

続きまして、めくっていただきまして3-4で、電波利用の手続についても、若干ご説明します。(1)で、「特定基地局」の開設計画の認定対象という件についてですが、特定基地局は、全国規模の通信サービスの提供計画を保障するための、周波数の事前予約制度であると理解しております。これをエリア・ワンセグという、地理的には狭い範囲ではありますが、その地理的に狭い範囲の中で、段階的に多数の無線局開設を行うことができたらいいなと考えております。ここのメリットは、手続というよりは、特定基地局のように、あらかじめ対象エリアの周波数割り当てが保障されていれば、非常に事業計画が立てやすく、狭いコミュニティでの事業者の参入負荷がかなり軽減されるのではないかと思います。

右側の図では、「対象エリア」とありますけれども、ある程度大きなエリアで、事前予約をした



中で、最初は1つ目を開設しますというものです。第2期では3つに増やします。こういったものが計画的にできることが、非常に参入しやすいモデルになるかと考えております。

文字では最後になりましたが、「特定基地局の免許の特例」という定めでは、今は通信用の無線局のみが対象となっておりますが、こういった通信・放送サービス、特にコミュニティ・メディアのようなサービスも、対象が拡大されると、非常に使い勝手が上がると考えております。

続きまして、最後のページになります。二次利用について少しコメントさせていただいております。エリア・ワンセグについては、対象エリアの中で、多数の無線局開設が可能になった場合になりますが、通信サービスにおけるMVNOのような電波の二次利用の仕組みができるといいなと思います。ただし、混信保護の保障がまず大前提にあると思いますので、対象エリアの中の伝送設備に関しては、できれば1つのインフラ事業者が、免許条件を遵守するという形で、まずベースをしっかりとした上で、サービス事業者がその上に乗っかるという形にすることが最低限な条件ではないかと思っております。この二次利用については、今、放送について言うと、放送サービスでは人工衛星の無線局だけが、受託国内放送というものを実施可能となっておりますけれども、将来の通信・放送サービスへの拡大・適用が広がると、非常に使いやすいと考えております。

雑駁ですが、以上です。

**【長谷部主査】** どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

根岸委員、お願いします。

**【根岸委員】** 1-2で、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会との関係でお話をいただきましたが、私もそこに参加しておりました関係で、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、この放送サービスについて、全国放送というか、あるいは地域に積極的に周波数を割り当てて、必ずしもコミュニティ型放送について積極的に周波数を割り当てていないわけですね。全国あるいは地域で使って、そこで使われないものにこのコミュニティ型放送サービスは充てるという結論になっていたと思っておりますけれども、そのような結論で、今お話しいただきましたようなサービスが、問題なく提供できるということでしょうか。

**【織田担当部長】** まず、考え方としては、それが一つあると思っております。マルチメディア放送サービスについては、今、VHFの跡地という形で議論されているかと思っておりますが、私どもの現在目指しているところで言いますと、エリア・ワンセグの受信端末は、ワンセグ端末を希望しております。そういう意味では、UHF帯域で同じことができるかどうかという話になるかと思っております。そういう意味では、今、UHF帯域はテレビ番組用にサービスされておりますので、その中で本当に確実にホワイトスペースが利用可能かどうかは、そもそも検討していかなければいけないのではないかと考えております。

**【長谷部主査】** ほかにいかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

**【安藤専門委員】** いろいろテストをされたおもしろい例が挙がっております。もしあったらなのでございますけれども、逆にこの低い周波数で、限られたところを照らすということ自身、非常に難

しいことではないかと思うのですけれども、こんなに離れても、何のことはなく見れてしまうというような実験データみたいなものもとられているのですか。

【織田担当部長】　そうですね。都市中での実験は、事例がすごく少ないのですけれども、まず2種類ご説明しますが、1つは競技場のような見通しのいいところでの実験では、かなり遠くまで電波が、微小電力でも届いているのが経験的にわかっております。

2つ目ですけれども、1－1のイメージで書いたような都市中のモデルですが、具体的には、電波1本でこういったエリアをきれいにカバーするのは、微小電力ではほぼ無理だろうと思います。ビル影まで回り込むのは、実証した感じではすごく難しくてですね。そうしますと、例えば、駅前約1 kmの円の中がサービスですと言ってしまうと、見えないところがたくさん出てきてしまうことになりますので、本当にこれをビジネスにする場合は、ものすごく人が集まるどこそこ交差点と何々駅が対象ですということになります。それ以外でも見えるところが幾つかありますよという言い方で出していかないと、まずユーザーが相当混乱するのではないかと感じています。

【安藤専門委員】　そういうふうに小さく照らすという意味で言えば、受信機はもちろん今のワンセグを使えば、そのまま使えるから一番いいのですけれども、どちらかというとな周波数が高いほうが得意な技になりますよね、本当は。

【織田担当部長】　小さくていいという意味ではそう思います。

【安藤専門委員】　ただ安く簡単にすぐにとという意味では、確かに今のまま使えるのが一番いいという理解ですね。

【織田担当部長】　はい。

【安藤専門委員】　はい、わかりました。

【長谷部主査】　清原委員、お願いします。

【清原委員】　ありがとうございます。一点ご質問させていただきます。今日ご報告いただきましたエリア・ワンセグにつきましては、通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することが必要であるという、一つの事例をご報告いただいたと思うのですけれども、あくまでも実験局として多数の実験をされている中で、こうしたワンセグの放送を行う主体が、例えば、短期間のイベントであるとか、あるいは、サーキットであるとか、行事と連動していく形が有効のように感じました。

けれども、その中で、今まで放送ということで蓄積のある放送局も、幾つかの事例ではかかわっていらしたようですし、また、運営においては、公共団体が公共的な目的のために、これはひょっとしたら時限付きではなくて、通年、必要に応じて災害にかかわるようなものということでも使えるかもしれません。サービスとしては、通信、放送の区分にとらわれないものなのですから、その運用とか、コスト負担であるとか、そういうことについても検証されたのではないかと思います。それはこのような新しいサービスを展開していくときに、既存の放送局であるとか、通信事業者であるとか、そうした皆様の連携というか、融合というか、協働というか、そういうことの重要性とか、有用性とか、そういうことについても検証結果として把握されませんでしたでしょうか。その点について教えていただければと思います。

**【織田担当部長】** 今ご質問いただきました、いろいろな主体者は、テレビ局さんとか自治体さん、あるいはサーキットの場合ですと、サーキット場のオーナーさんが主体者になったりしてやらせていただいておりますが、まず運用面についての私が考えている評価ですけれども、まず、テレビ局さんと一緒にやらせていただいた件に関しましては、電波の取扱いが非常にうまい、ちょっと下手な言葉ですが、うまいと思います。これは実験局を申請する上で、ちゃんとホワイトスペースを見つけて、これはテレビ番組用の周波数だけではなくて、中継局も多数ありますので、そういったところとも絶対にバッティングしないような周波数帯域を探して、それで実験局の免許をとるといような、そういった手続、技術的なところは非常にスムーズにやっていただいているかと思えます。

ただ、ビジネスとしましては、まだテレビ局さんも、エリア・ワンセグという形そのものが本当に最終形かどうかは、局さんによって考え方が様々でして、設置のコストとか、いわゆるやってみて、何が新しい収益ですかという接点については、まだまだこれからということもあるので、少なくともワンセグという電波を取り扱った新しいモデルということで、非常に期待いただいて参加いただいております。

この中で、コスト回収モデルとして幾つか仮説が今出ているのは、サーキット場は特にわかりやすいのですが、レースに来られた方々が、非常に満足して帰っていただくと、それがまたロコミなども含めて、またたくさん来ていただける。そういったモデルをつくることに対して、場内にいろいろなディスプレイを置いたりもしておりますけれども、そういったCS向上のメディアとして、一つ有用性がありそうだと考えております。

あと、自治体さんにおきましては、広く市民の活動を活性化させるツールとして、言ってみればCS向上という意味では同じなのですけれども、そういったものをやりたいという気持ちは同じなのですが、もともと事業収入がないところにばんばん設備を打っていくのは難しいので、基本的な設備は何とか我慢したとしても、やはり大きなイベントがないと利用者がいないとなると非常に非効率なので、その設備を民間の事業者が、ふだん活用するといようなハイブリットな活用モデルとか、そういったものができないものかというお話をしております。

あと、最後の一個のパターンですけれども、オーナーがいない場所。非常に大きな、例えば秋葉原とか、渋谷とか、こういったところで放送をやりますとなりますと、地域コミュニティの価値はあったとしても、直接CS向上だというオーナーがいないので、これは必然的に広告収入とか、そういったモデルになっていくかと思えます。広告の先がこういった地域に密着したステークホルダーが現れるかは、まだ実証していないところなので、これから、そういうパターンについても検証したいと考えております。

**【清原委員】** ありがとうございます。

(3) 次回会合、閉会

**【長谷部主査】** ほかにいかががございましょうか。

そういたしますと、そろそろ予定された時間になりましたので、日立製作所様との意見交換を

このあたりにさせていただきます。本日、日立製作所様からいただいたご意見等につきましては、今後の議論に反映させていただきたいと思っております。本日は、お忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。次回の第9回の会合ですが、伝送サービス規律及びコンテンツ規律に関する関係事業者等からのヒアリングを、10月21日火曜日、17時、午後5時から行うことにいたしたいと存じます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

**【秋本融合戦略企画官】** 場所については、また別途ご案内いたしたいと思っております。

**【長谷部主査】** それでは、これをもちまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第8回）を閉会いたします。本日は、貴重なご議論をいただき、どうもありがとうございました。

以 上